

愛知県外国人介護人材入国者待機費用助成事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県外国人介護人材入国者待機費用助成事業費補助金（以下、「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、人手不足が深刻な介護現場における外国人介護人材の円滑な受入を図るため、水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る宿泊費用など、外国人介護人材の受入に当たって生じる追加的費用を負担している介護事業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、海外から入国した者が、宿泊施設等における待機を求められる国の措置をいう。
- (2) 「外国人介護人材」とは、日本国籍を有しない者であって、愛知県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設（以下、「介護事業所等」という。）で介護に関わる業務に従事する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、愛知県内に所在する介護事業所等の開設者とする。

(交付の対象及び交付額の算出方法)

第4条 基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、施設ごとに次により算出された額を交付額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- (3) 補助基本額に別表の第3欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする（算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

2 国及び地方公共団体等の他の補助金の交付の対象となる事業は対象としない。

(申請手続)

第5条 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式1のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める。

(補助事業の対象期間)

第6条 補助事業の対象期間は、各年度4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合、第5条に定める申請手続に従い、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、補助事業者から実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を確認し、規則第14条に規定する補助金の額の確定を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第14条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式3により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。その提出部数は、1部とする。

2 前項の報告があった場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他必要な事項）

第16条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
外国人介護人材 1人につき1泊あたり 10,000円 ※入国日から待機期間 翌日までの最大15泊ま でを上限とする。	補助事業者が負担した水際対策へ の対応のために必要な次の経費 旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、負担金 (外国人介護人材に係るものに限 り、出張に係るものは対象外)	1 / 2